

3 練関町北小発第 5 7 号
令和 3 年 9 月 1 日

学校施設利を利用する
団体代表者 様

練馬区立関町北小学校長
(公印省略)

本校施設を利用する際の注意事項について

本校施設は、学校教育施設であり日常的には児童、そして多くの地域・保護者の皆様が利用する施設です。

皆様が快適に利用できるよう、以下の利用上の注意事項や禁止事項について遵守をお願いいたします。

【施設共通の主な注意事項】

- 利用当日は、受付（主事室の施設管理員）にお声がけください。
- 施設の鍵及び空調の管理は、施設管理員が行います。
- 利用後は、後片付けと原状復帰を行った上で、利用時間内に受付までお声がけください。
- 施設の設備、機器、備品は大切に利用してください。
- 持ち込んだ物品およびゴミは、利用者の責任で必ず持ち帰ってください。
- 施設内は、禁煙です。
- 施設管理上、職員が室内に入ることがあります。

【車両の利用等】

- 車両（自動車・自転車）は必要最小限の利用にしてください。
- 車両や施設の利用行動時に、近隣住民に迷惑となる行為や教育施設利用として不適切と校長が判断できる行為が見つかり次第、「注意」「警告」「禁止」を発令します。

※ 特に、「北門」周辺には隣接にお住まいの方が多数おられます。

【損害の賠償】

- 施設の設備・備品等を損壊・紛失された場合は必ず施設管理員にお申し出ください。
- 修復・修理または買い替えが必要となった場合、その実費について弁償していただく場合があります。

【禁止事項】

- 予約を行った登録団体以外の第三者に利用の権利を譲渡・貸出すること。
- 補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を除き、動物類を施設内に連れ込むこと。
- 火気等危険物の持ち込み使用をすること。